

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽に係るERSS伝送について

2. 日 時：令和4年3月25日 13:30～14:15

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、和田専門職

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 課長他2名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電HD」という。）から、福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽（以下「SFP」という。）に係る運転パラメータ等のERSSへの伝送について、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁から、防災基本計画や原災法関連法令における原子力施設の状態を示す情報等のERSSへの伝送に係る要求や令和元年9月25日付原規総発第1909255号（緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼））によると、福島第一原子力発電所においても、施設の状態を鑑み対応できる範囲でSFPに関する情報等を早期に伝送することが求められることを踏まえ、以下を指摘した。

- ・原子力事業者防災業務計画に規定されるEAL31においては、SFPの水位がEALの判断に必要な情報である。
- ・当該情報をERSSに伝送しないとする考え方は、ERSSに伝送する原子力施設の状態を示す情報等にEALの判断に必要な情報が含まれるとの認識がないからではないか。
- ・仮に、上述の認識があるとするならば、5号機及び6号機において、既設の水位計によるSFPの水位情報をERSSに伝送しないとする考え方は、防災基本計画等を遵守する気がないのではないか。
- ・1号機及び2号機においては、現状、SFPへの水位計の設置が困難な状況にあり情報伝送が物理的に不可能なことは理解するが、施設の状態を鑑み対応できることを示すことなく、また、SFPの潜在的なリスクは冷却告示に規定されるレベルに相当するとの定性的な説明をもって、ERSSへの伝送が必要ないとする姿勢は、事業者としての説明責任

を果たし尽していないのではないか。

- ・本件はそもそも、令和元年の依頼に対応するものであるが、数年間も検討に時間をかけた末に、このような防災基本計画等の規定に整合しない考え方が、社内での検討やレビューを経て東電HDの方針として説明される事態は、法令遵守の意識が乏しいのではないか。

東電HDから、本日の面談での指摘を踏まえ、社内で再検討を行う旨回答があった。

6. その他

配布資料

資料1：福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽に係るERSSへの伝送
について